

近年において法務省の人権擁護機関が  
取り扱った「人権侵犯事件」の状況

## 近年において法務省の人権擁護機関が取り扱った「人権侵犯事件」の状況

	人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	
		インターネット上の名誉毀損（注）
平成28年	19,443	501
平成29年	19,533	746
平成30年	19,063	667
令和元年	15,420	517
令和2年	9,589	430

（注） 名誉毀損とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる情報をインターネット上に流通させる場合（最高裁平成9年5月27日第3小法廷判決・民集51巻5号2024頁参照）をいう。

なお、統計上「名誉毀損」という統計項目は存在せず、インターネット以外で行われた「名誉毀損」の件数は不明である。